

「多文化共生推進プラン（第１期）」（中間案） パブリックコメント募集

市では「互いの文化背景や多様性を認め合い、住みよさが実感できる多文化共生社会の実現」をめざすため、昨年度「多文化共生指針」を策定しました。この指針の基本理念に基づき、現状の課題解決や新たな価値の創造に向け、オール伊賀市で取り組む「多文化共生推進プラン（第１期）」を現在策定中です。



次のページにプランの中間案がありますので、お読みいただきこれに対するご意見を聞かせてください。

【ご意見応募】



右記二次元コードの Web フォームより、意見、住所、氏名をご記入のうえご提出ください。

(<https://logoform.jp/form/KPw2/166550>)



また、持参、郵送、ファックス、または電子メールでも受け付けています。

(件名「伊賀市多文化共生推進プラン（第１期）」とご記入ください。)

【受付期間】 2022（令和４）年 11 月 1 日（火）～11 月 30 日（水）17 時必着

【提出先】 伊賀市人権生活環境部多文化共生課

〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地

電話 0595-22-9702 FAX 0595-22-9641

Email : tabunka@city.iga.lg.jp

閲覧用

伊賀市多文化共生推進プラン(第 1 期)

(中間案)

2022(令和 4)年 11 月

伊賀市

目 次

第1章 プランの策定にあたって

- 1 プラン策定の趣旨.....1
- 2 プランの位置づけ.....2
- 3 プランの計画期間.....3

第2章 伊賀市における多文化共生

- 1 伊賀市における外国人住民の状況.....4
- 2 アンケート結果の概要.....9

第3章 プランの基本的な考え方

- 1 基本理念.....14
- 2 目標.....14
- 3 基本方針.....14
- 4 施策の展開方向.....15

第4章 施策の展開

- 1 だれもが安全に安心して暮らせる地域づくり.....16
- 2 教育・子育てしやすい地域づくり.....24
- 3 国籍を越えた交流による地域づくり.....30
- 4 外国人住民も活躍する地域づくり.....35
- 5 「新たな価値の創造」に向けて.....42

第5章 プランの推進にあたって

- 1 プランの推進.....43
- 2 プランの進行管理.....43

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

国においては、2018（平成 30）年 7 月に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」が発足し、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会情勢の変化を踏まえ、2020（令和 2）年に「地域における多文化共生推進プラン」が改訂されました。

本市は、「伊賀市自治基本条例」を基本に置き、「伊賀市総合計画（以下、「総合計画」という。）」や「伊賀市人権施策総合計画」に基づき、性別や年齢、居住地などとともに国籍による分け隔てのない地域社会づくりを推進してきました。しかしながら、外国人住民の増加や定住化、日本で生まれ育った外国につながる子どもの増加、高齢化など新たな課題がみられるようになりました。

このような状況から、本市では「誰一人取り残さない伊賀市」に向けて、市民、住民自治協議会、各種団体（※1）、企業（※2）、行政など「オール伊賀市」で取り組むため、2021（令和 3）年 8 月に「伊賀市多文化共生指針」（以下、「指針」という。）（※3）を策定しました。

本プランは、「指針」で示した「伊賀市がめざす多文化共生のあるべき姿」のイメージを共有し、同じ目標に向かってそれぞれの立場で取り組みを計画的に推進していくため策定するものです。

外国人住民が言葉や文化の違いを理由に社会的不利益を被ることなく、日本人住民と対等な関係になり、それぞれの活動や交流をとおして、ともにまちづくりに参画し、すべての人が「住みよさを実感できる伊賀市」をめざします。

あわせて、多様な主体が連携し、顔の見える関係を築いていくことで既存の価値観の枠を超えた新たな伊賀市の価値の創造をめざします。

（※1）各種団体…社会福祉協議会、NPO、市民活動団体やその他任意団体等を含む。

（※2）企業…企業及び事業所のほか、個人事業者を含む。

（※3）「伊賀市多文化共生指針」は、下記 URL または二次元コードからご覧になれます。

<https://www.city.iga.lg.jp/0000009582.html>

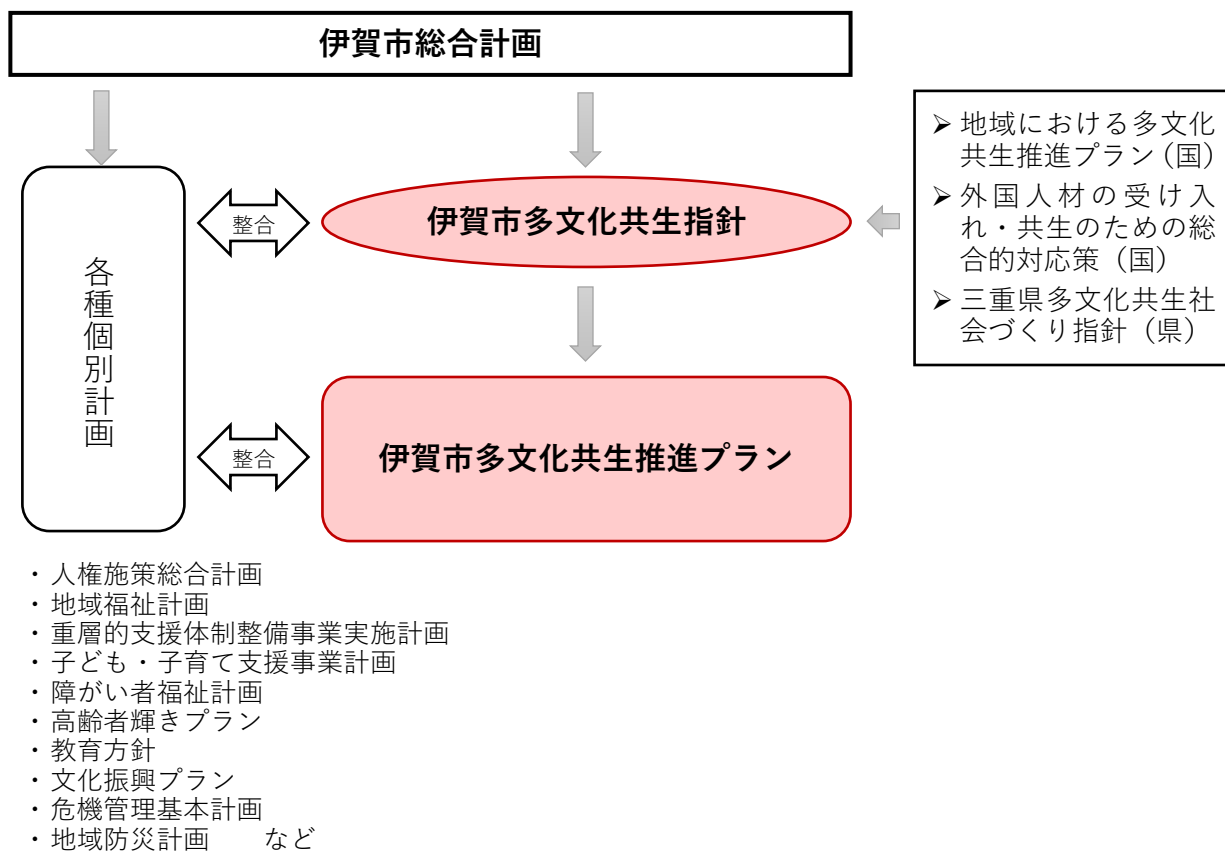


2 プランの位置づけ

本プランは、2021（令和3）年8月に策定した「指針」を受けて、その目標を達成するための具体的な取り組みを定めるものです。

「指針」と本プランは、ともに「総合計画」に則するとともに、関連する各種個別計画との整合を図ります。また、国の「地域における多文化共生推進プラン」や県の「多文化共生社会づくり指針」などを踏まえて策定します。

これらとともに、外国人住民の割合が高い伊賀市特有の「多様性」を活かし、さまざまな立場にある人びとが活躍できる「包摂性」のある社会を実現し、「持続可能な開発目標（SDGs）」の取り組みの推進につなげます。



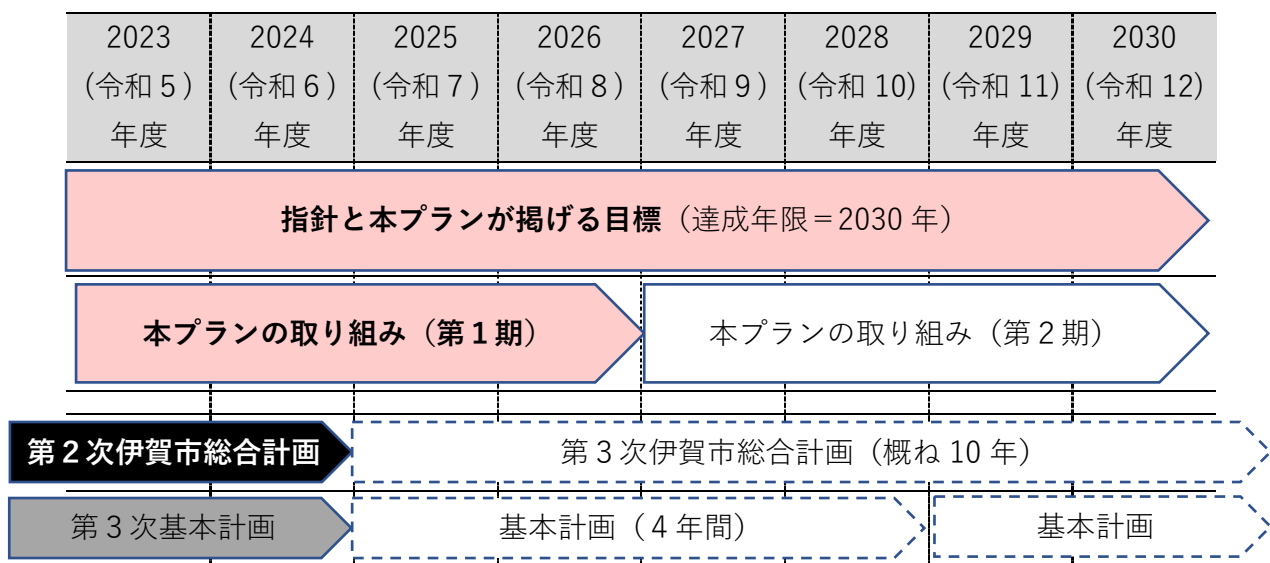
【関連する SDGs】



3 プランの計画期間

本プランは、「指針」に合わせて目標の達成年限を 2030（令和 12）年度に設定します。また、具体的な取り組みにかかる計画期間は、4 年間を 1 期とし、第 1 期は 2023（令和 5）年度から 2026（令和 8）年度までとします。

なお、社会情勢の急激な変化に応じて柔軟に対応するため、国等の動向も注視しながら必要に応じて見直しを行うこととします。



第2章 伊賀市における多文化共生

1 伊賀市における外国人住民の状況

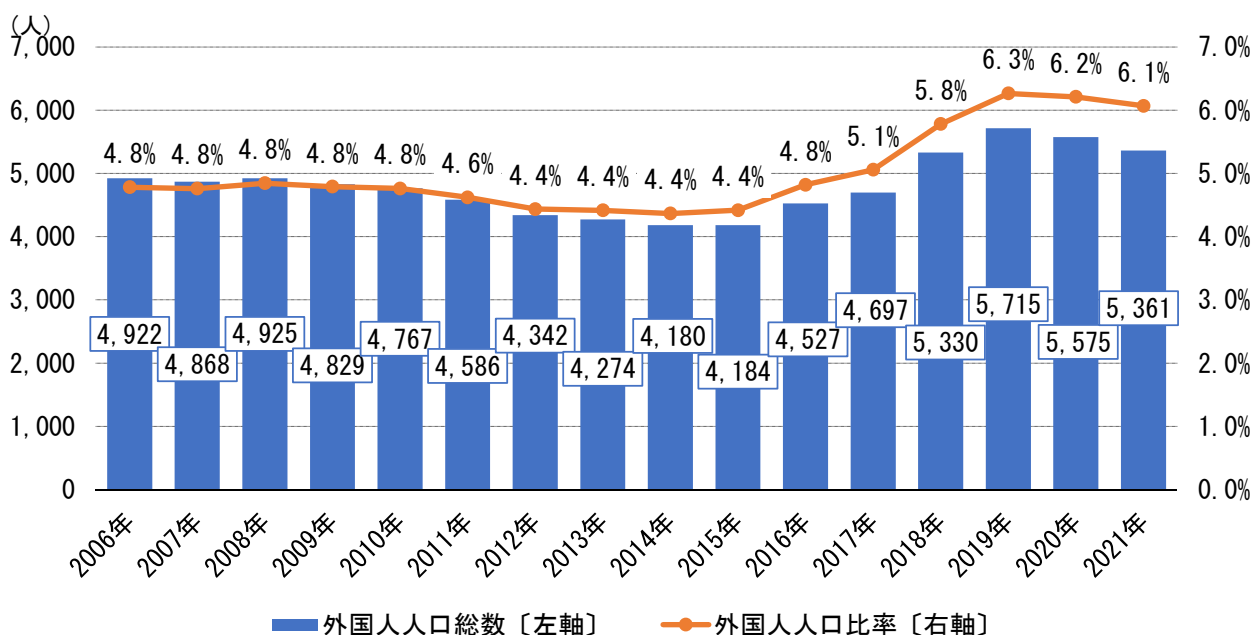
(1) 外国人人口総数

本市の総人口は2021（令和3）年12月末現在で88,333人であり、このうち外国人人口が5,361人となっています。総人口が2006（平成18）年から2021（令和3）年までの15年間で14,570人、14.2%減少したのに対し、外国人人口は439人、8.9%増加しています。〔図表1〕

外国人人口は、リーマンショックなどの影響もあり、2009（平成21）年から2014（平成26）年にかけてやや減少したものの、その後増加に転じ、2019（令和元）年には5,715人と過去最多となっています。〔図表1〕

外国人人口の総人口に占める割合も、2021（令和3）年末現在、県内では木曽岬町の8.4%に次いで6.1%と高い比率となっています。〔図表2〕

【図表1】 外国人人口総数と総人口に占める比率の推移（住民基本台帳、各年12月末）



【図表2】 県内市町における外国人人口比率（2021年12月末、上位のみ）

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
市町名	木曽岬町	伊賀市	いなべ市	鈴鹿市	亀山市	川越町	桑名市	四日市市	津市	松阪市
比率	8.4%	6.1%	4.4%	4.4%	4.0%	3.9%	3.3%	3.3%	3.1%	2.8%

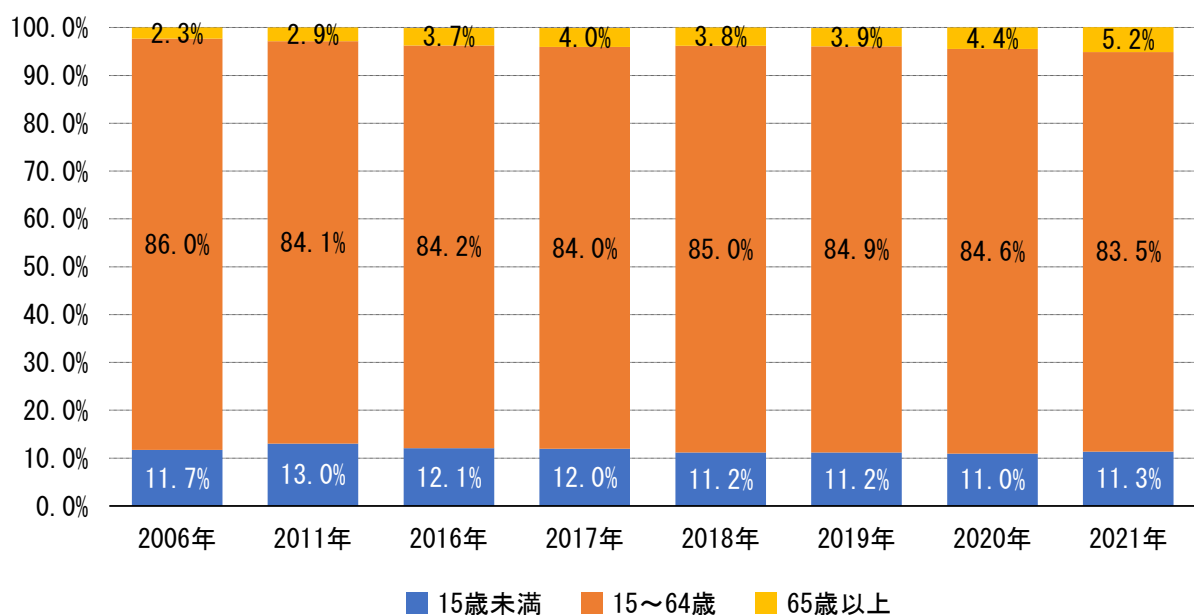
（資料：三重県）

(2) 年齢別人口

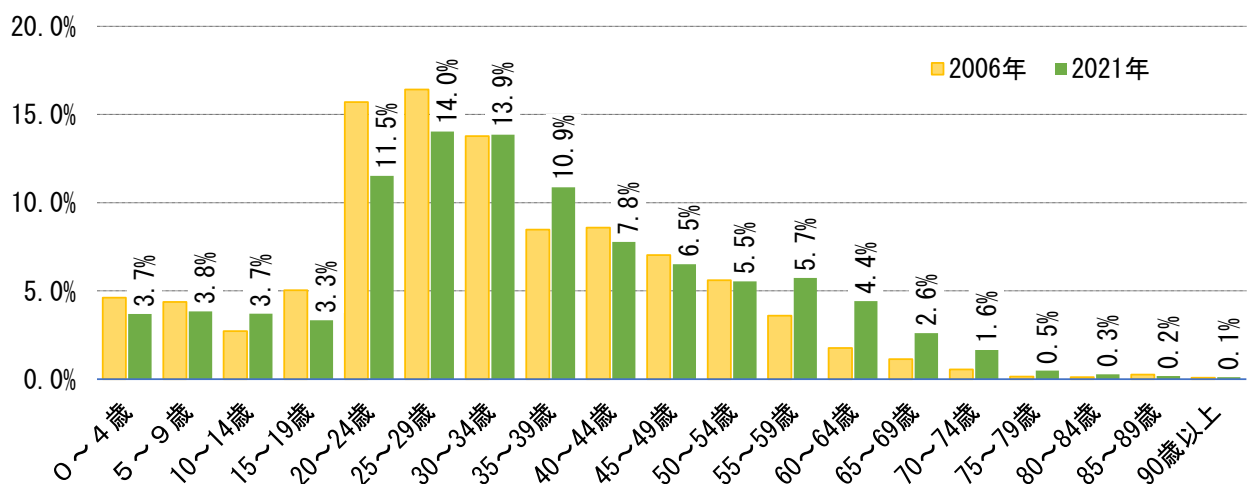
外国人人口の年齢別比率をみると、15～64歳の生産年齢人口が85%前後で推移しており、中でも20代、30代の若年層が多い状況です。[図表3・4] 一方で、2006（平成18）年と2021（令和3）年を比較すると20代が減少し、55歳以上が増加しています。[図表4]

外国人住民の高齢化率（65歳以上人口の比率）は2021（令和3）年現在、5.2%ですが、年々増加しており今後も高齢化が進むと予想されます。[図表3]

【図表3】 外国人人口の年齢3区分別比率の推移（住民基本台帳、各年12月末）



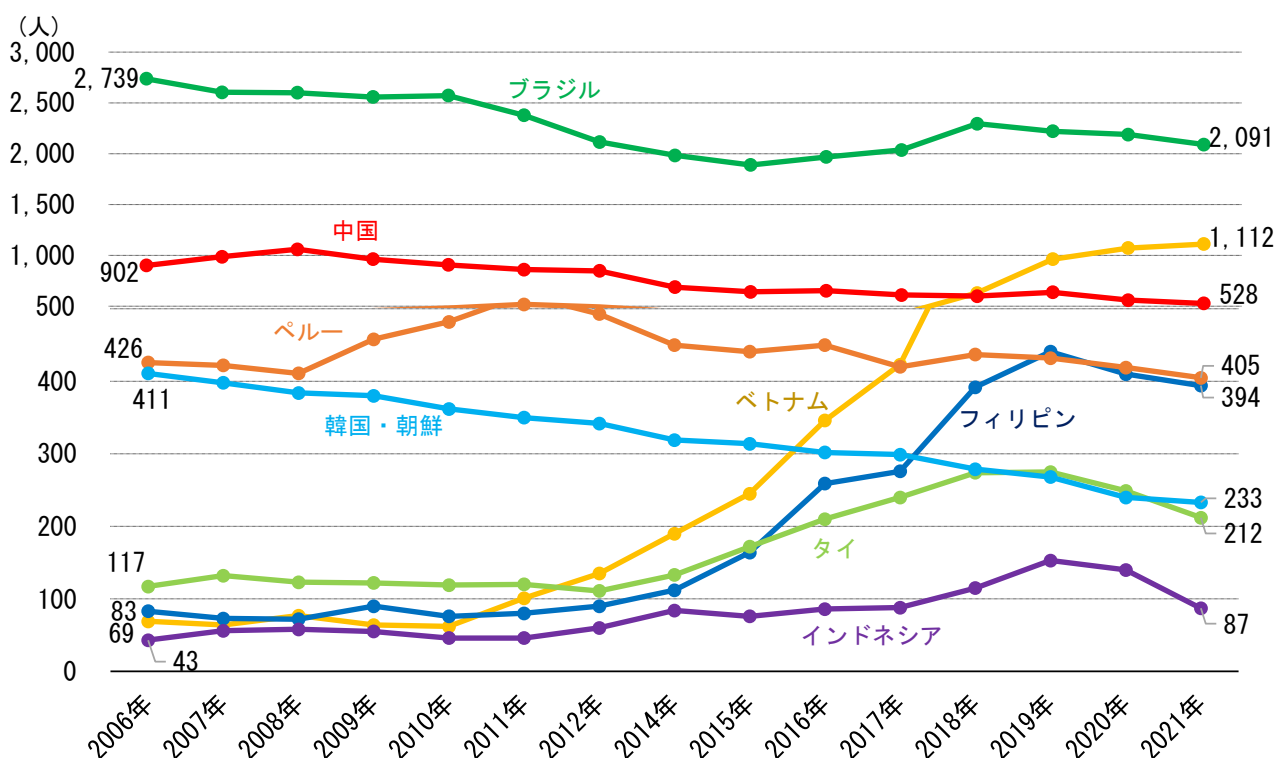
【図表4】 年齢5歳刻みの外国人人口比率（2006年、2021年）



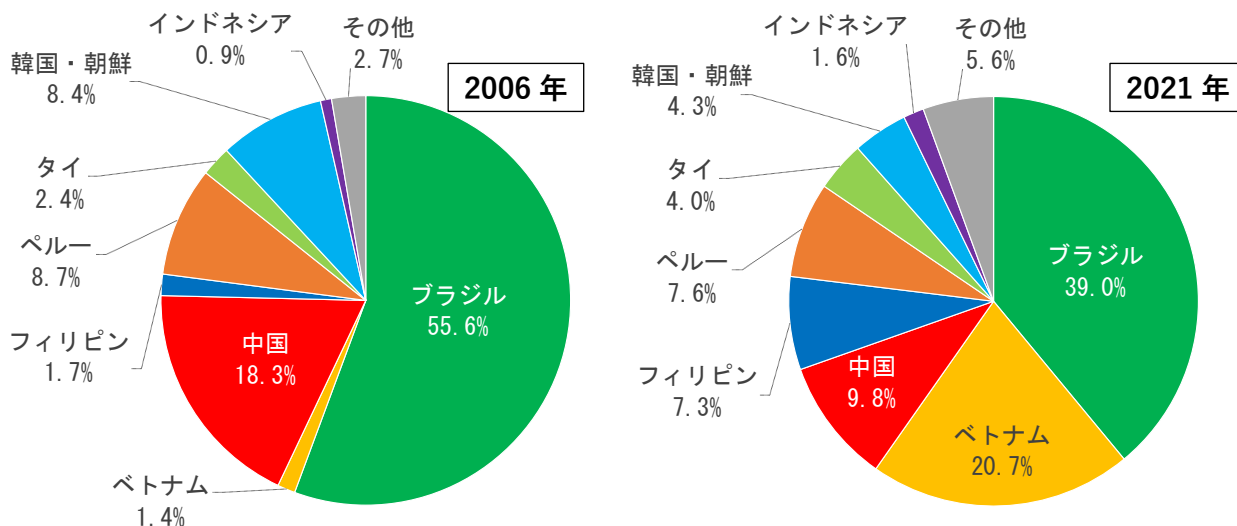
(3) 国籍別人口

国籍別にみると、ブラジルは減少傾向にあるものの、2021（令和 3）年現在、外国人人口の約 40％を占めています。一方、ベトナムの増加が著しく、2006（平成 18）年に比べて約 16 倍となっており全体の約 20％を占めています。〔図表 5・6〕 2006（平成 18）年と 2021（令和 3）年の国籍別人口割合から東南アジア諸国が増加していることが分かります。〔図表 6〕

【図表 5】 国籍別人口の推移（住民基本台帳、各年 12 月末）



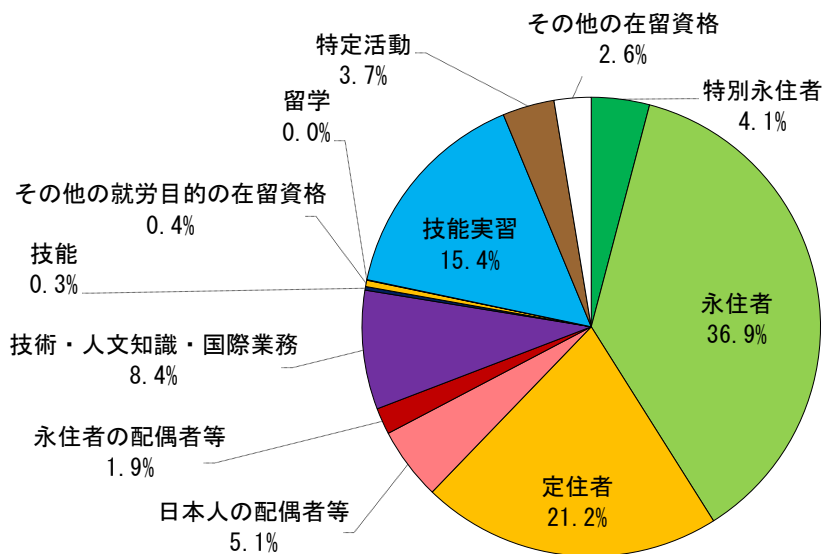
【図表 6】 国籍別の人口割合



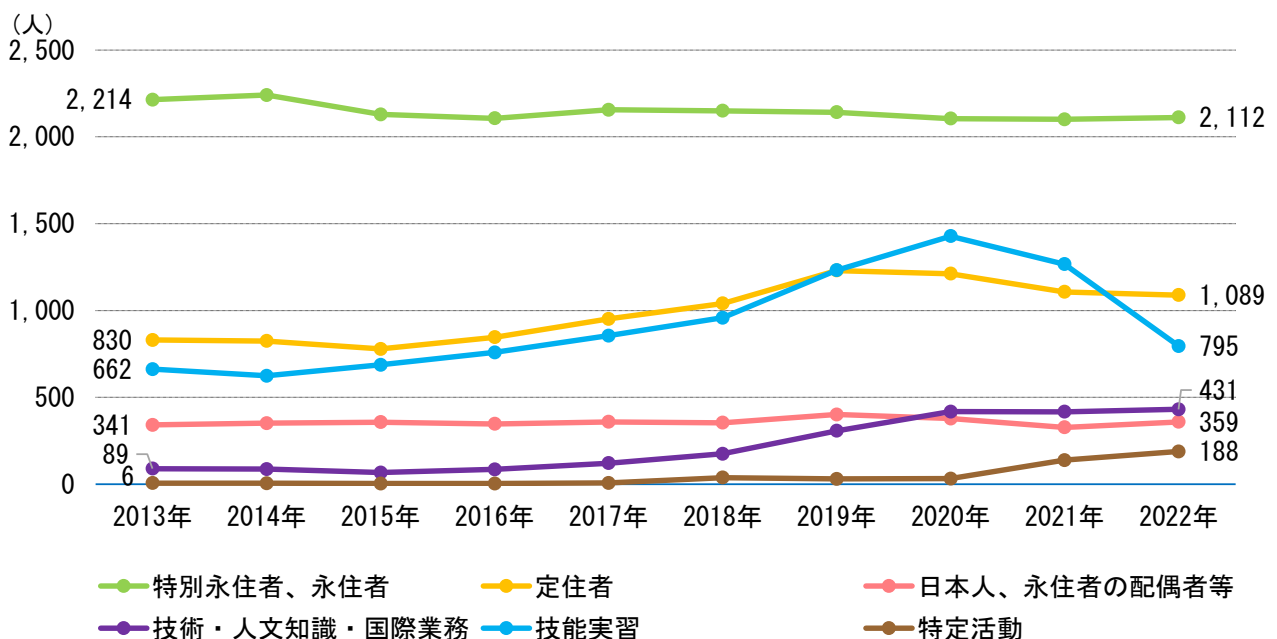
(4) 在留資格別人口

在留資格別にみると、永住者及び定住者で全体の約 60%を占めています。〔図表7〕推移をみると、「技能実習」は2020（令和2）年にかけて増加していましたが、近年はコロナ禍の影響もあり減少しています。〔図表8〕また、「技術・人文知識・国際業務」は2016（平成28）年頃から2020（令和2）年にかけて増加し、「特定活動」も2020（令和2）年から2022（令和4）年にかけて増加しています。

【図表7】 在留資格別人口の構成比率（住民基本台帳、2022年3月末）



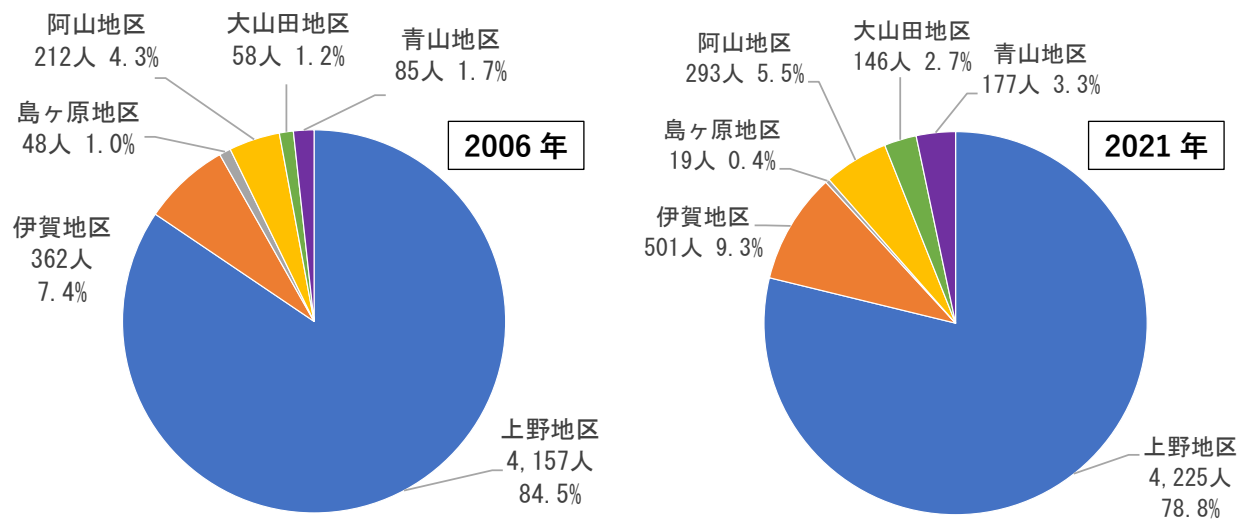
【図表8】 在留資格別人口の推移（一部集約・抜粋）



(5) 地区別人口の状況

外国人人口を地区別（支所別）にみると、島ヶ原地区を除く各地区では増加しており、外国人人口の増加が全市的に進んでいます。2006（平成18）年と2021（令和3）年の構成比を比較すると、上野地区と島ヶ原地区の比率が下がり、他地区の比率が上がっています。〔図表9〕

【図表9】 外国人人口の地区別構成比 （住民基本台帳、各年12月末）



2 アンケート結果の概要

(1) 調査概要

①調査目的と調査対象

「伊賀市多文化共生のまちづくりアンケート調査」（以下、「多文化共生アンケート」という。）は、「市内在住の18歳以上の日本人（日本人調査）」「市内在住の18歳以上の外国人（外国人調査）」「市内の事業所・団体（事業所・団体調査）」を対象として、本市の現状及び将来的な展望などを把握し、プラン策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

②調査方法

市民（日本人、外国人）に対しては、住民基本台帳から2500件を無作為抽出し、アンケート協力依頼はがきを発送しました。ホームページでも周知し、回答はウェブアンケートフォーム及び調査票により実施しました。

事業所・団体に対しては、業種のバランスを考慮の上で100件を無作為抽出し、アンケート調査票を郵送して実施しました。

③回収状況

	回収数
日本人調査（以下、「日本人」）	560
外国人調査（以下、「外国人」）	151
事業所・団体調査（以下、「事業所」）	63
計	774

※なお、次ページ以降のグラフ横の **N** 値はその設問の回答者数を表します。

④調査期間

2021（令和3）年12月15日～2022（令和4）年1月10日

※「伊賀市多文化共生のまちづくりアンケート調査結果」は、下記 URL または二次元コードからご覧になれます。

<https://www.city.iga.lg.jp/0000010317.html>

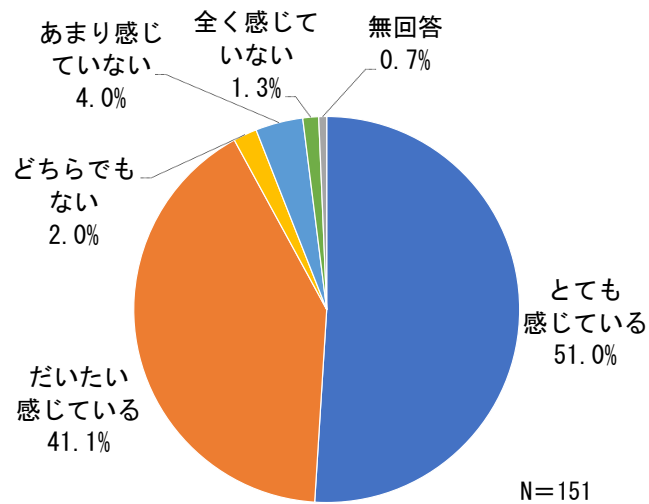


(2) 調査結果の概要

①住みやすさ

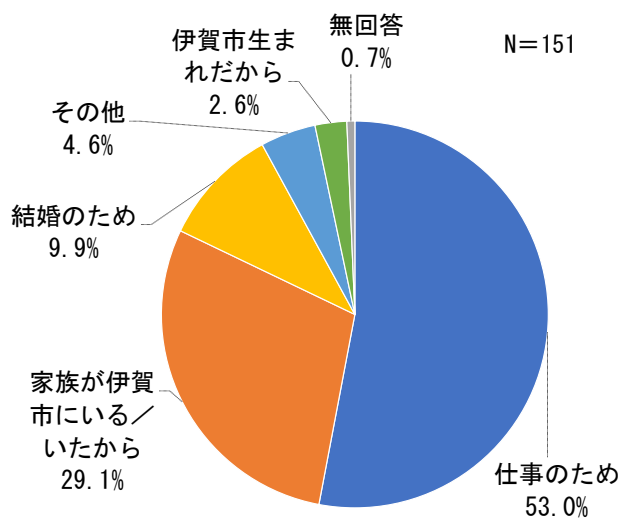
外国人が「伊賀市に住んで良かった」と感じている割合（「とても」と「だいたい」を合わせた割合）は 90%を超えています。[図表 10]

【図表 10】《外国人・問 14》伊賀市に住んで良かったか



外国人が伊賀市に住んだ理由は「仕事のため」が最も多く全体の約半数であり、次いで「家族が伊賀市にいる／いたから」、「結婚のため」となっています。[図表 11]

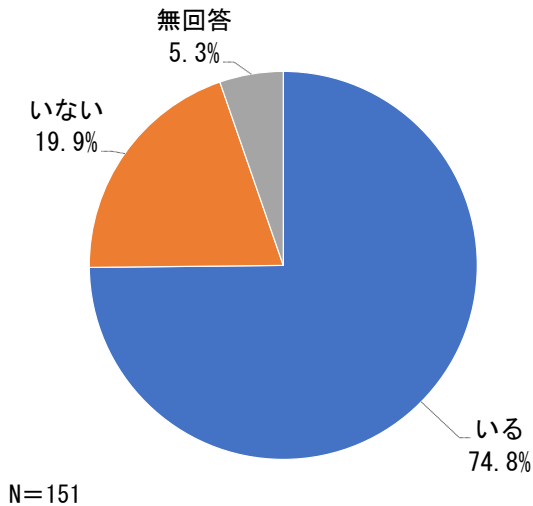
【図表 11】《外国人・問 11》伊賀市に住んだ理由



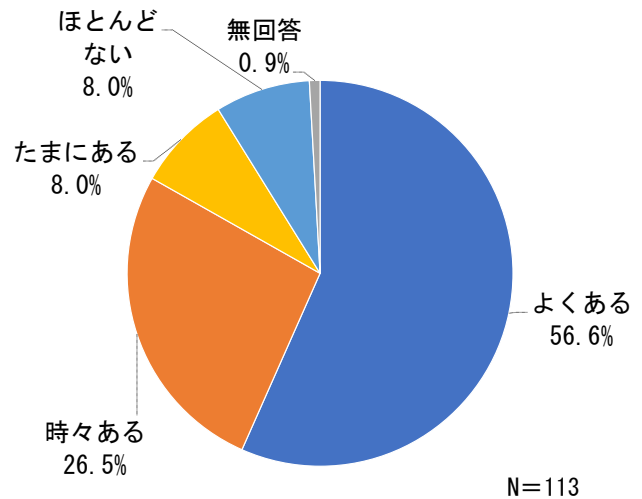
②日常生活における会話・交流

外国人で市内に住む日本人の友人・同僚が「いる」と答えた人は約 75%で、そのうち、日常生活で日本人との会話機会が「ある」と答えた人（「よく」、「時々」、「たまに」を合わせた割合）は約 90%でした。[図表 12・13]

【図表 12】《外国人・問 26》日本人の友人・同僚の存在

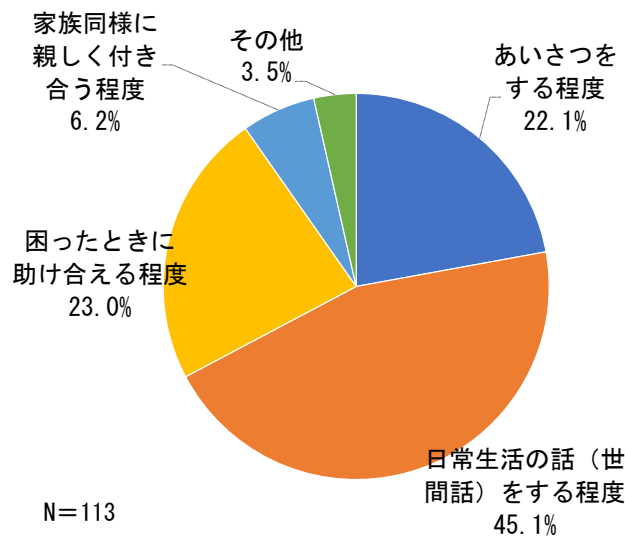


【図表 13】《外国人・問 27》日本人との会話機会
(日本人の友人・同僚がいる人の回答)



日本人の友人・同僚がいる外国人の日本人との交流状況は、「日常生活の話をする程度」が 40%、「困った時に助け合える程度」及び「あいさつをする程度」が 20%を超えています。[図表 14]

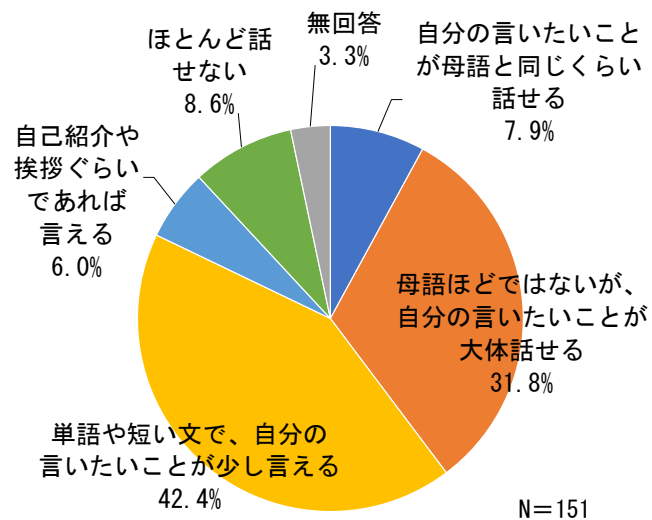
【図表 14】《外国人・問 28》日本人との交流状況
(日本人の友人・同僚がいる人の回答)



③語学力、日本語学習

外国人のうち約 40%が日本語が「話せる」（「母語と同じくらい」と「大体」を合わせた割合）と回答し、「単語や短い文で、自分の言いたいことが少し言える」を含めると約 80%となります。[図表 15]

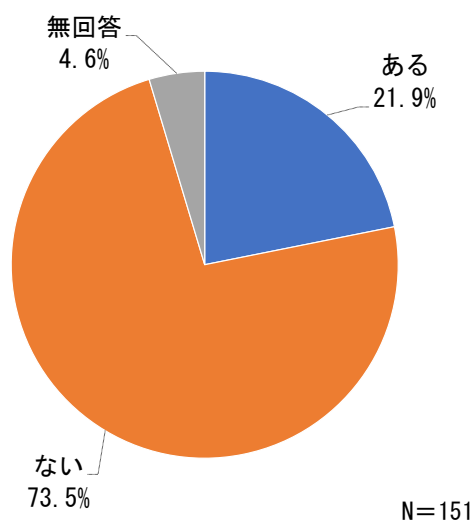
【図表 15】 《外国人・問 18-2》日本語を話せるか



④差別

伊賀市で 3 年以内に差別を受けた経験が「ある」と回答したのは、外国人で約 20%でした。[図表 16]

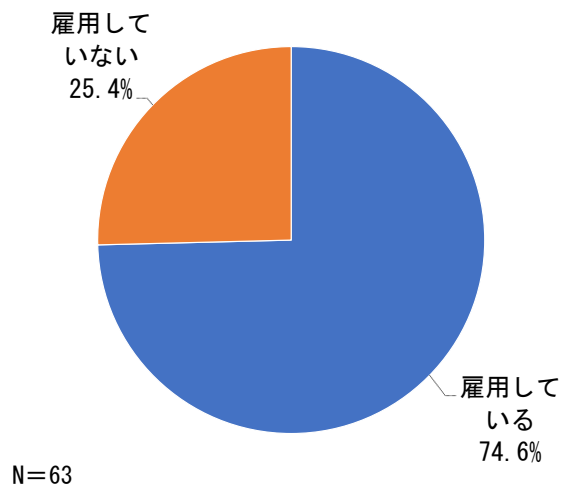
【図表 16】 《外国人・問 31》差別を受けた経験（3 年以内）



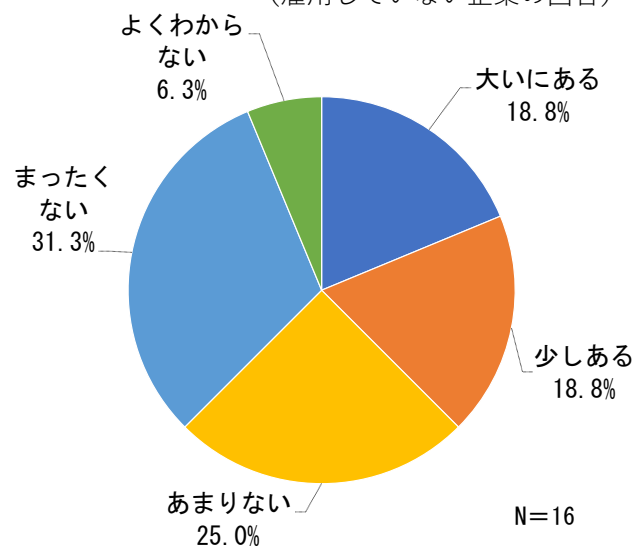
⑤雇用

アンケートに回答があった事業所等の 70%以上が外国人を雇用しています。[図表 17]
雇用していない事業所等も、今後の外国人雇用の可能性については、40%弱が「ある」
（「大いに」と「少し」を合わせた割合）と回答しています。[図表 18]

【図表 17】《事業所・問 3》外国人雇用の状況



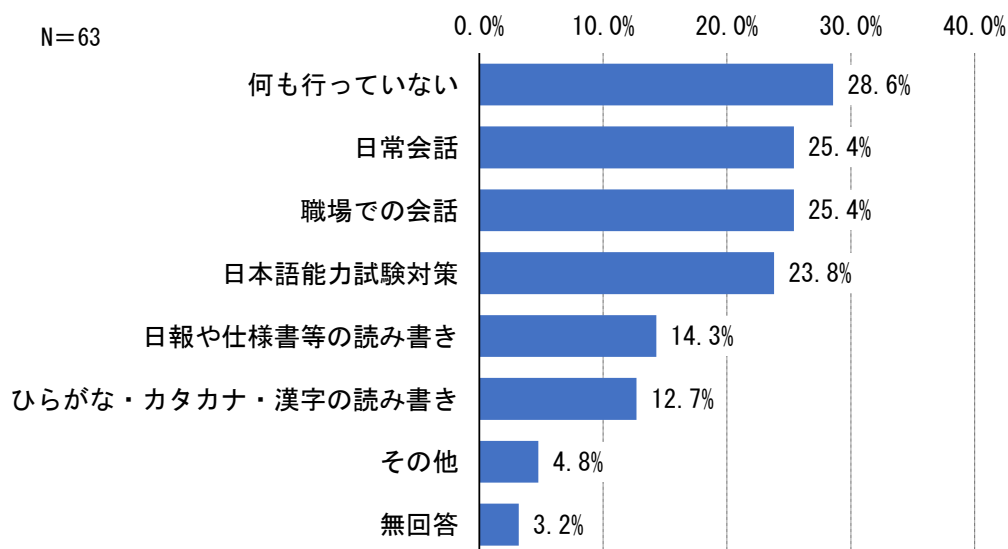
【図表 18】《事業所・問 4》今後の外国人雇用の可能性
（雇用していない企業の回答）



⑥従業員へのコミュニケーション支援

従業員に対する日本語教育については、「何も行っていない」との回答が 30%弱であったものの、日本語教育を行っている事業所等においては、会話についての日本語教育が多く実施されています。[図表 19]

【図表 19】 《事業所・問 19》外国人従業員に対する日本語教育



第3章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

「指針」と同じく、次を基本理念とします。

**互いの文化的背景や多様性を認め合い住みよさが実感でき、
ともに新たな価値を創造する社会の実現**

2 目標

「指針」と同じく、基本理念を実現するための目標を、次のとおり設定します。

- ① 伊賀市がめざす多文化共生の将来像に向かって多様な文化的背景がある市民が、互いの文化を尊重するとともに、正しい人権意識に基づく差別や偏見のない環境のもとで、地域社会を一緒に築いていきます。
- ② 市民、住民自治協議会、各種団体、企業、行政などオール伊賀市で取り組み、「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念である「誰一人取り残さない」、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざします。

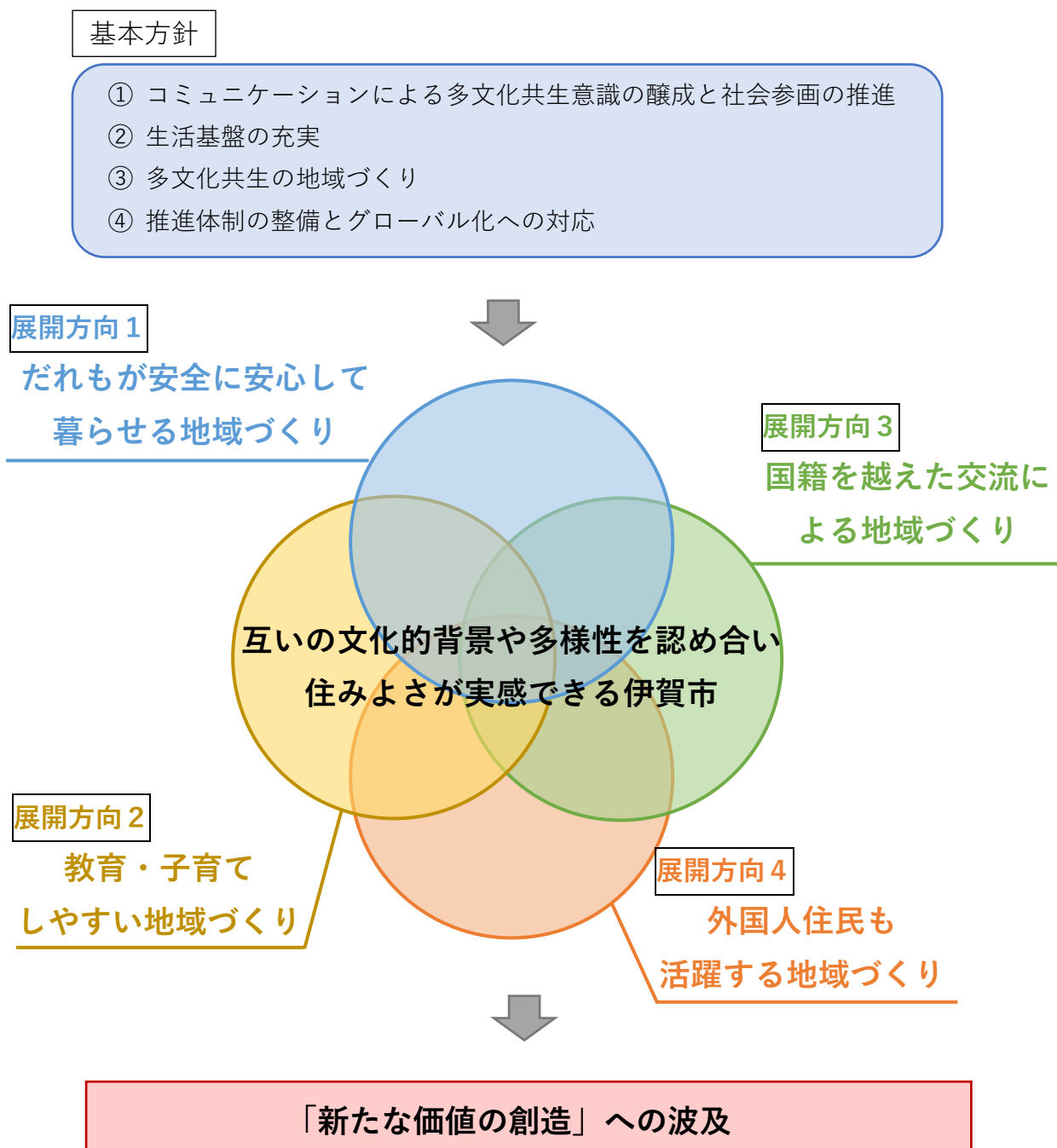
3 基本方針

目標を達成するには、市民、住民自治協議会、各種団体、企業、行政などがともに連携し、推進していかなければなりません。「指針」と同じく、次の4つの基本方針を設定し、互いの社会的役割、組織の強み、特性を活かした協力体制のもと、施策を推進します。

- ① コミュニケーションによる多文化共生意識の醸成と社会参画の推進
- ② 生活基盤の充実
- ③ 多文化共生の地域づくり
- ④ 推進体制の整備とグローバル化への対応

4 施策の展開方向

4つの基本方針のもと、施策を効果的・効率的に進めるため、下の4つの「施策の展開方向」に基づき多文化共生の地域づくりを推進します。それぞれの展開方向は関連しており、横断的・一体的に取り組むを進めることによって一層の効果を生み出すとともに、さらにその効果を「新たな価値の創造」へと波及させていくことをめざします。



第4章 施策の展開

1 だれもが安全に安心して暮らせる地域づくり

〔現状と課題〕

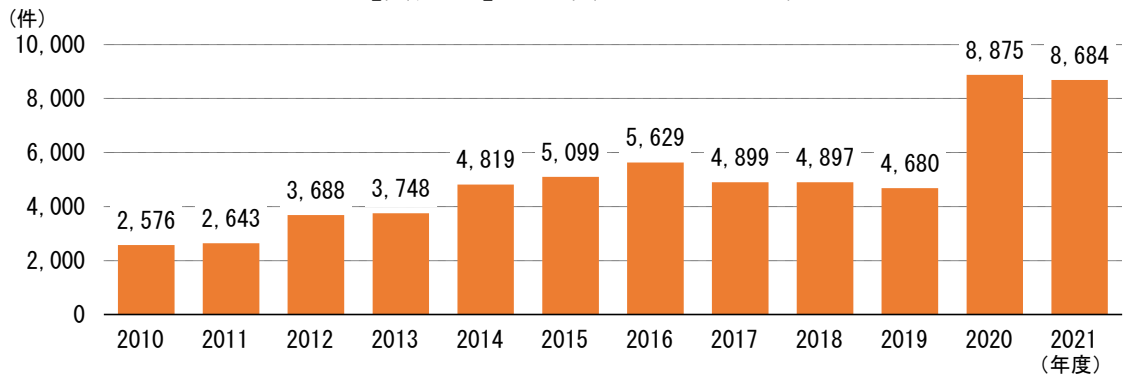
外国人住民が地域で生活していく上で、コミュニケーションや関係性の欠如から、いわゆる「情報弱者」になることが危惧されています。近年、全国各地で頻発する自然災害や、新型コロナウイルス感染症などにおいても、外国人住民への情報伝達が遅れることが問題となっています。また、外国人住民の定住年数が長期化する中で、今後高齢化が進むことが予想されます。それに伴い医療や介護などのサービスを必要とする人も増えてきています。

本市の相談窓口においても、2021（令和3）年度は約8,700件に上る相談が寄せられ、その内容も多種多様です。〔図表20・21〕「多文化共生アンケート」では、9割以上の方が本市に住んで良かったと感じています。〔図表22〕一方で、将来の心配・不安としては、仕事、健康、教育費や老後のお金のことなどが多く挙げられ、住まいのことや災害時のこと、親の介護のことなどもそれらに続いています。〔図表23〕

本市では、多言語対応の取り組みが早くから導入されており、住民課、収税課、保育幼稚園課、多文化共生課に通訳を配置しています。2016（平成28）年からは多文化共生センターを設置し、多言語による情報発信と多文化共生事業及び相談を行っています。現在、多文化共生課には5言語に対応した通訳を配置するとともに一元的相談窓口として13言語で外国人住民からの相談を受け付けています。このほか、NPO等の活動や企業・団体の中でも相談の機会が設けられています。また、災害時において「情報弱者」となる外国人のための防災教室を開催するなどの取り組みが進められています。

今後、いつ発生するとも分からない災害や感染症などに対し、外国人住民が取り残されることがないように、平時の情報伝達体制の構築や関係づくりが求められます。あわせて、日常生活のオリエンテーションや相談時において、外国人住民のニーズに応えた情報提供を行っていく必要があります。

【図表 20】 外国人相談件数の推移



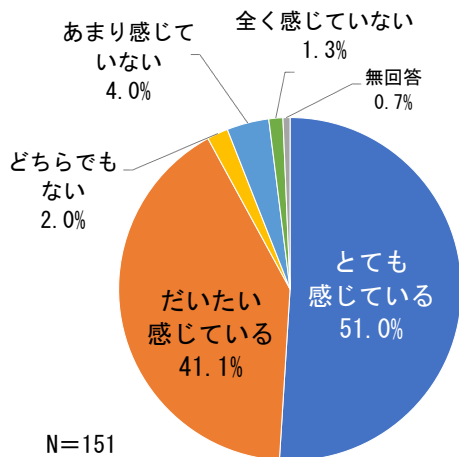
(多文化共生課・多文化共生センター相談件数)

【図表 21】 相談件数の内訳 (2021 (令和3) 年度)

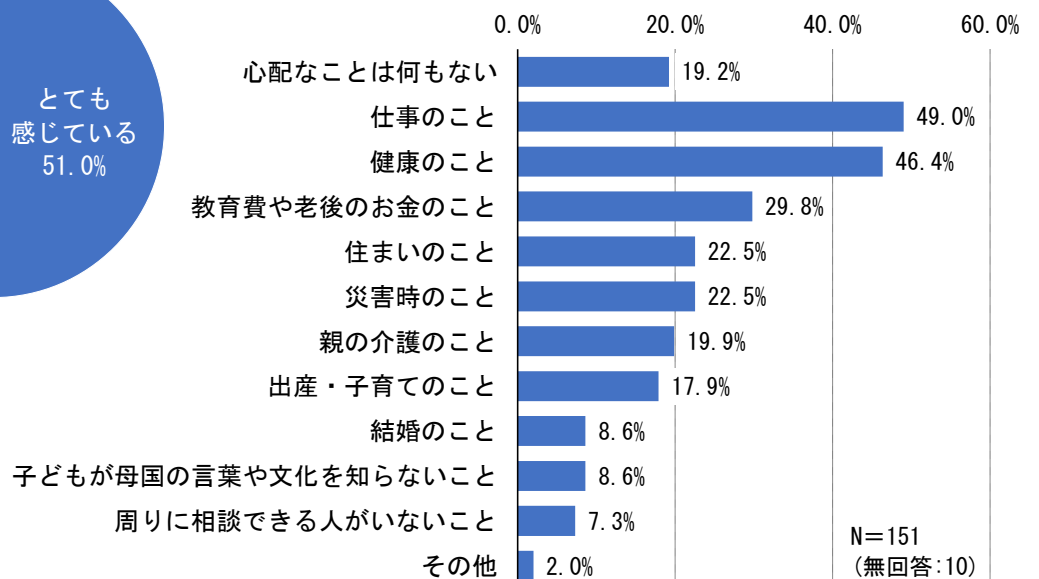
入管手続	雇用・労働	社会保険・年金	税金	医療	出産・子育て
566	615	929	717	1,200	882
教育	日本語学習	防災・災害	住宅	消費	領事館
296	24	2	216	47	67
身分・届出	交通・運転免許	通訳・翻訳	生活	その他	合計
1,008	105	131	174	1,705	8,684

(多文化共生課・多文化共生センター相談件数)

【図表 22】 伊賀市に住んで良かったと感じるか



【図表 23】 将来の心配・不安



〔オール伊賀市でめざす将来の姿〕

- ◇ 日頃から顔の見える関係を築き、災害時などにだれもが地域社会の一員として受け入れられ活躍する場がある。
- ◇ 福祉の制度や日本社会のマナーなどを学習できる機会があり、また気軽に相談できる窓口や情報提供が充実している。
- ◇ 地域やネットワークを通じて支援を必要とする人が取り残されることなく、必要な支援が届くしくみができている。

指標名	参考 (2021)	現状値 (2022)	目標値 (2026)	目標値 (2030)
伊賀市に住んでよかったと感じている 外国人の割合（％）	51	（－）	55	60

（説明）「外国人住民アンケート」の調査結果による

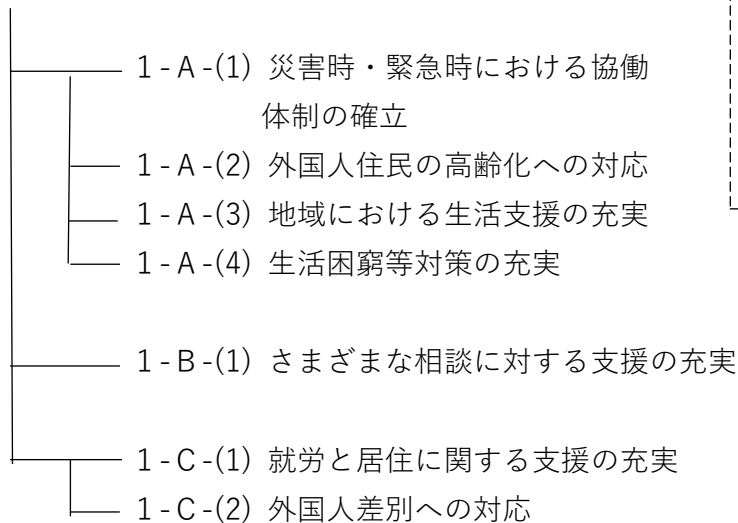
指標名	現状値 (2022)	目標値 (2026)	目標値 (2030)
外国人防災リーダー研修受講者 累計人数 （人）	13	35	75

（説明）外国人防災リーダー研修を受講した人の累計

〔期待される主体の役割〕

市 民	● 身近な人が困っている場合には、声をかけるなどの助け合いの気持ちを持ちます。
住 民 自 治 協 議 会	● いざという時、必要な時に助け合えるよう、普段からの関係づくりを行います。
企 業	● 事業所内や地域福祉の場などで相談にのり、支援につなげる関係づくりを行います。
各 種 団 体	● 地域などでの関係づくりが進められるよう、情報発信などを通じてコーディネートを行います。
行 政	● 地域などでの関係づくりが進められるよう、意識啓発を行うとともに、多言語による相談の場を充実させ、必要な人が必要な支援につながる体制づくりを行います。

〔オール伊賀市による取組の方向〕



「施策の取組の方向」は、

- 「A」早急に取り組むべきもの
- 「B」すぐに取り組めるもの
- 「C」じっくり取り組むものと分類し表記しています。

1-A-(1) 災害時・緊急時における協働体制の確立

① 平時からの情報の充実

□災害が起こった時や感染症が流行した時など、いざという時に適切な行動ができるよう、平時からの情報を充実させるとともに、情報を入手するための手段を周知します。

主な事業（具体的な取組）	取組主体
◆多言語と「やさしい日本語」によるさまざまなツールを通じた情報提供	住民自治協議会、企業、各種団体、市（防災危機対策局・秘書広報課・地域連携部・多文化共生課）
◆企業等における情報入手手段等の周知（マニュアル化など）	住民自治協議会、企業、各種団体

② 情報を「つなぐ」機能と体制の構築

□実際に災害や感染症等が発生した時に情報が必要な人に届けられるよう、地域、企業等における人と人とのつながりを活かしたさまざまなチャンネルの構築を促します。

主な事業（具体的な取組）	取組主体
◆既存のネットワークや企業、地域等の「まとめ役」を通じた情報伝達のしくみづくり	住民自治協議会、企業、各種団体、市（地域連携部・医療福祉政策課）
◆ニーズ・困りごとの把握	市民、住民自治協議会、企業、各種団体、市（すべての課）

③ 地域参加を通じた日頃からの関係づくり

☐ いざという時に自助、共助で自分やまわりの人を守れるよう、日頃からの地域での関係づくりを促進します。

主な事業（具体的な取組）	取組主体
◆自治会及び自主防災活動への参加促進 （「自治」への理解を深める）	住民自治協議会、各種団体、市 （防災危機対策局・地域連携部）
◆日常的な交流から防災訓練等に参加をつなげるしくみづくり	住民自治協議会
◆外国人防災リーダーの養成	地域、企業、各種団体、市（防災危機対策局・多文化共生課・医療福祉政策課）

④ 防災知識の普及

☐ いざという時に自分やまわりの人の身を守れるよう、防災に関する知識を普及します。

主な事業（具体的な取組）	取組主体
◆防災教室・防火救命講習の開催	各種団体、市（防災危機管理局・消防本部関係各課）
◆地域、企業等における防災教室・防災訓練の実施	住民自治協議会、企業、各種団体

1-A-(2) 外国人住民の高齢化への対応

① 情報発信の充実

☐ 年金や介護、医療などの情報発信を充実させます。

主な事業（具体的な取組）	取組主体
◆多言語と「やさしい日本語」による福祉情報の充実	市（障がい福祉課・生活支援課・介護高齢福祉課・地域包括支援センター・保険年金課）
◆外国人向けライフステージ・ライフサイクルに応じたセミナーの開催	住民自治協議会、各種団体、市（関係各課）
◆社会福祉法人等との連携強化	企業、各種団体

② 相談体制の充実

☐ 医療や介護が必要になった時に適切な相談が受けられるよう、外国人住民に対する相談体制を確立します。

主な事業（具体的な取組）	取組主体
◆通訳兼相談員の拡充	市（関係各課）
◆窓口等における対応力の向上（「やさしい日本語」の習得やケースの共有など）	企業、各種団体、市（関係各課）
◆関係機関における情報・課題共有の場づくり	住民自治協議会、企業、各種団体、市（関係各課）

③ 福祉人材の育成

☐ より一層の高齢化を前に、介護などの福祉分野で活躍する外国人材を育てるとともに、福祉事業所における採用を促進します。

主な事業（具体的な取組）	取組主体
◆外国人の福祉人材の育成	企業、各種団体、市（医療福祉政策課・介護高齢福祉課）
◆外国人材の採用促進	企業、各種団体

1 - A -(3) 地域における生活支援の充実

① 生活オリエンテーションの充実

□ごみの出し方などの生活上のルールをはじめ、税金や健康保険、介護保険などに関わる生活面での情報伝達機会を充実させます。

主な事業（具体的な取組）	取組主体
◆生活オリエンテーションやセミナーの実施	住民自治協議会、企業、各種団体、市（地域連携部・多文化共生課）
◆生活ガイドブックの発行	企業、各種団体、市（多文化共生課）

② 地域における良好な関係づくり

□自治会等において良好な人間関係づくりにつなげるため、外国人住民の「まとめ役」となる人材を育成、発掘します。

主な事業（具体的な取組）	取組主体
◆地域等における「まとめ役」となる人材の育成	住民自治協議会、各種団体、市（地域連携部・多文化共生課）

1 - A -(4) 生活困窮等対策の充実

① 生活困窮等の対策の充実

□職を失うなど生活に困窮するおそれのある人に対し、相談・支援体制を充実させます。

主な事業（具体的な取組）	取組主体
◆生活困窮等にかかる相談窓口の周知	企業、各種団体、市（生活支援課）
◆窓口における対応力の向上（「やさしい日本語」の習得やケースの共有など）	企業、各種団体、市（関係各課）

1-B-(1) さまざまな相談に対する支援の充実

① 福祉・生活ニーズの把握

□アンケート調査の継続実施をはじめとして、さまざまな機会をとらえて、福祉面や生活面にかかるニーズ・困りごとの把握に努めます。

② 相談・支援窓口における対応力の向上

□説明資料や調査票、問診票などの多言語化を進めるとともに、「やさしい日本語」の習得や相談ケースの共有など、窓口での対応力の向上を図ります。

1-C-(1) 就労と居住に関する支援の充実

① 就労支援の充実

□関係機関との連携により、働きたい外国人住民が働けるよう、就労機会の確保に努めるとともに、労働環境等の向上に向けた働きかけを行います。

② 居住支援の充実

□住宅に関する情報提供を行うとともに、生活困窮などによって住宅が確保できない外国人住民に対しては、公営住宅への入居等の支援に努めます。

1-C-(2) 外国人差別への対応

① 外国人差別に対する相談と救済の実施

□外国人に対する差別事象に対する相談窓口を設置し、事象が発生した場合には速やかに救済措置が取れるよう体制整備を図ります。

2 教育・子育てしやすい地域づくり

〔現状と課題〕

国においては少子化が進んでいますが、本市においては子育て世代の外国人住民が多くを占めており、市内小中学校に在籍する児童生徒も増えています。外国につながりを持つ子どもの数は、2022（令和4）年5月現在、小学生で263人、中学生で63人となっており、2006（平成18）年に比べて、小中学生の数は、2022（令和4）年時点で約2倍になっています。〔図表24〕このうち、日本語指導が必要な児童生徒の割合は、約5％に上ります。また、保護者が日本語を話せない家庭もあることから、学校教育に関しては日本語能力の差が教科学習や家庭学習における壁となり、学習意欲や成績に影響が出ています。

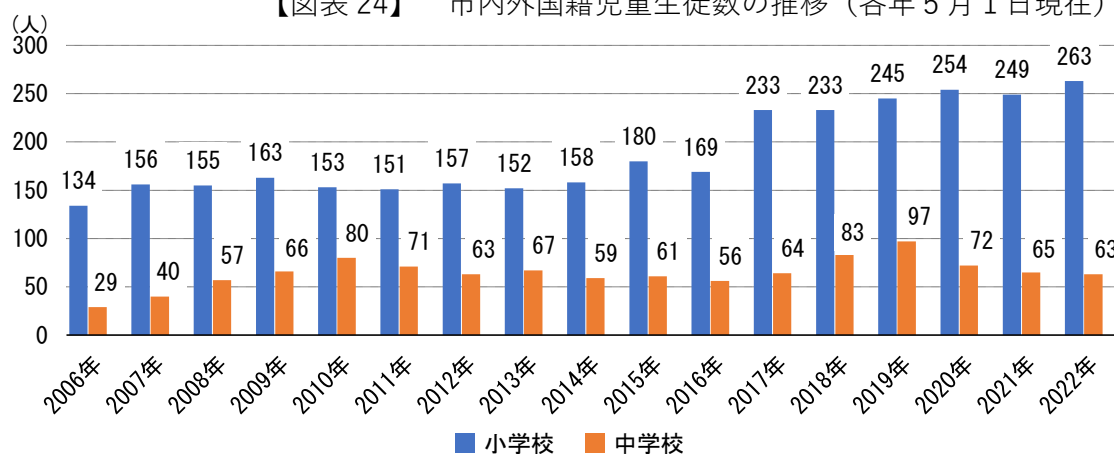
初期適応教室においても、拠点校への通学の問題などにより本来受けられるはずの教育が受けられないなどの課題もあります。

「多文化共生アンケート」によると、子どもに関する心配・不安としては、心配ごとが無いという人も多いものの、進路、友人関係、学力のことなどを心配ごととして挙げる人が多い状況です。〔図表25〕

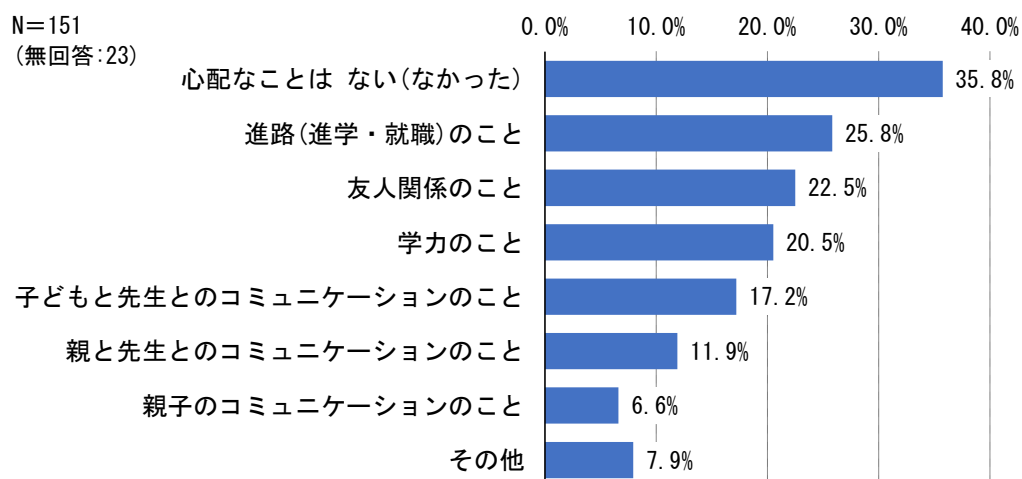
こうした状況の中、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する「特別の教育課程」を編成し、一人ひとりに合わせた教育に取り組んでいます。また、市がNPO法人に委託し、学習支援教室「ささゆり」を開催し、主に小学生と中学生への教科指導を行い、日本語を含めた学習理解力の向上を図っています。就学前児童に対しても、保育所（園）や幼稚園において多言語による連絡・情報提供を行っています。

以前に比べて、地域に定住・定着する人が増えていることから、教育や子育て支援は、次世代を育成するという意味で重要です。不安なく子育てでき、国籍に関係なく必要な教育を受けられるようにすること、さらに高校や大学などの進路につなげることによって、未来の伊賀市で活躍する人材を育成することが求められます。

【図表 24】 市内外国籍児童生徒数の推移（各年 5 月 1 日現在）



【図表 25】 子どもに関する心配・不安



〔オール伊賀市でめざす将来の姿〕

- ◇ 子どもの成長段階に応じた日本語教育を提供し、切れ目のない支援を学校、地域、団体等が連携して行っている。
- ◇ 子どもたちがアイデンティティや自尊心を持ち、高等教育を含めて将来を選択できる環境や社会の受入れ体制ができている。
- ◇ 子育て世帯における保護者の就労環境が向上し、国籍や文化の違いに関係なく子育ての悩みを相談できる体制や交流、学びの機会がある。

指標名	参考 まちづくり アンケート (2021)	現状値 (2022)	目標値 (2026)	目標値 (2030)
子育てしやすいと感じる人の割合（％）	※48.1	（－）	55	60

（説明）「外国人住民アンケート」の調査結果による

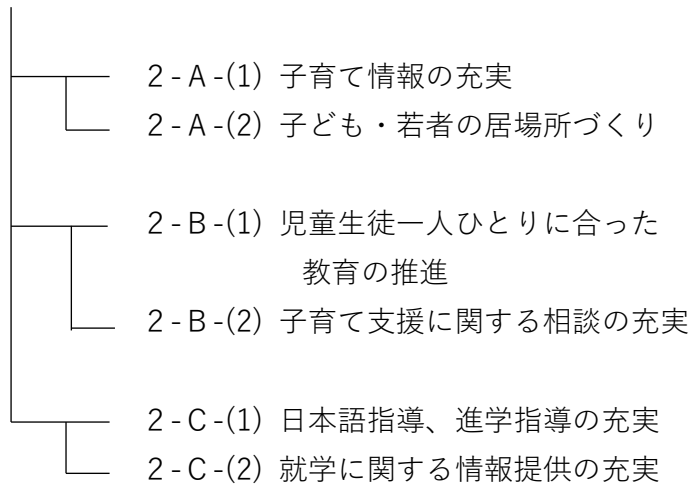
指標名	参考 (2021)	現状値 (2022)	目標値 (2026)	目標値 (2030)
高等学校への進学率（％）	95	（－）	100	100

（説明）伊賀市内の中学校を卒業し、高等学校へ進学する生徒の割合

〔期待される主体の役割〕

市 民	● 子どもたちを見守るとともに、子育てが円滑に行えるように相談にのったり声かけをします。
住 民 自 治 協 議 会	● 国籍による分け隔てなく、地域ぐるみで子どもたちを見守り、育成します。
企 業	● 事業所においては子育てと仕事との両立を支援するとともに、子育て中の従業員等への情報提供に努めます。
各 種 団 体	● 学校等と連携しながら、日本語指導も含めた学習支援や子育て支援、若者支援の充実を図ります。
行 政	● 義務教育においては一人ひとりに合わせた教育課程を提供するとともに、相談・支援によって学びへの不安を解消します。また、母子保健と子育て支援を連携させ、子育ての不安を解消し、子どもの健全な育ちを支えます。

〔オール伊賀市による取組の方向〕



「施策の取組の方向」は、

- 「A」早急に取り組むべきもの
- 「B」すぐに取り組めるもの
- 「C」じっくり取り組むものと分類し表記しています。

2-A-(1) 子育て情報の充実

① 情報発信の充実

☐ 安心して子育てができるよう、変化の激しい制度面など新しい情報を多言語等で発信します。

主な事業（具体的な取組）	取組主体
◆多様なツールを活かした情報発信	住民自治協議会、企業、各種団体、市（多文化共生課・障がい福祉課・こども未来課・保育幼稚園課・学校教育課）
◆子育てセミナー・交流会の開催	住民自治協議会、各種団体、市（医療福祉政策課・こども未来課・健康推進課）

② 相談体制の充実

☐ 子育てに関する悩みや不安を抱えた時に適切な相談が受けられるよう、外国人住民に対する相談体制を確立します。

主な事業（具体的な取組）	取組主体
◆通訳兼相談員の拡充	市（関係各課）
◆窓口における対応力の向上（「やさしい日本語」の習得や相談ケースの共有など）	市（関係各課）
◆支援が必要な子どもの早期発見	市民、住民自治協議会、各種団体、市（関係各課）
◆関係機関における情報・課題共有の場づくり	住民自治協議会、企業、各種団体、市（関係各課）

2-A-(2) 子ども・若者の居場所づくり

① 子ども・若者の居場所づくり

☐生きづらさを抱える子ども・若者などが安心して過ごせるよう、地域における「居場所」機能を充実させます。

主な事業（具体的な取組）	取組主体
◆地域における子ども・若者の居場所づくりに関する取組の推進	住民自治協議会、各種団体、市（生活支援課・こども未来課・生涯学習課）

2-B-(1) 児童生徒一人ひとりに合った教育の推進

① 「特別の教育課程」による指導の推進

☐外国人児童生徒に対し、一人ひとりに合った教育課程を設定することにより、日本語習得と合わせ学力向上にもつなげます。

2-B-(2) 子育て支援に関する相談の充実

① 発達支援に関する相談体制の充実

☐発達の遅れなどにかかる情報提供や相談・支援が多言語で受けられるよう、体制の充実を図ります。

2-C-(1) 日本語指導、進学指導の充実

① 日本語学習指導の充実

☐初期適応指導教室をはじめ、日本語学習を含めた外国人児童生徒に対する学習機会の充実を図るとともに、そうした場への参加手段の確保に努めます。

② 進学に関する支援の充実

☐進路ガイダンスなど、高等学校等の進学に関する情報提供を行い、進学を希望する生徒の支援に努めます。

2 - C -(2) 就学に関する情報提供の充実

① 就学に関する情報提供の充実

☐就学前児童の保護者に対する教育オリエンテーションを実施し、多言語による情報提供に努めます。

② 未就学児童への対応

☐教育が受けられていない子どもや、そのおそれのある子どもの早期発見に努め、就学につなげます。

3 国籍を越えた交流による地域づくり

〔現状と課題〕

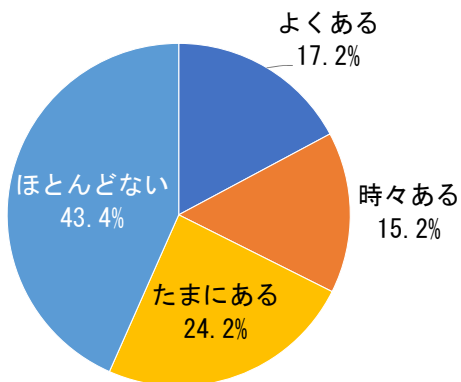
多文化共生を推進することは、国籍による分け隔てなく、だれもが住みよい地域をつくることにつながります。インターネットの普及やアプリ等の開発が進み通訳や翻訳も簡単にできるようになってきています。いつでもどこでも、多言語に変換でき母語で情報が得られるなど利便性もよくなっています。しかし、いくら便利になっても、外国人住民と日本人住民との間に意識の差があるようでは、だれもが住みよい地域とはなりません。外国人住民と日本人住民が、ともに地域づくりを担うパートナーとして、お互いを尊重し、理解することが大切です。

「多文化共生アンケート」によると、外国人との会話機会がほとんどない日本人が半数近くに上っています。〔図表 26〕一方、日本人との会話機会がほとんどない外国人は 8 % となっています。〔図表 27〕外国人については、日本人の友人・同僚がいる人は全体の約 75% に上り、そのうち 3 割程度が「困った時に助け合う」や「家族同様」といったような親密な交流をしています。日本での滞在年数が短い人は交流も少ないと言えます。〔図表 28・29・30〕

市内において、多文化交流のため、NPO による「やさしい日本語」の普及が進められています。行政情報においても、多言語とともに「やさしい日本語」での情報提供を進めています。また、国際交流フェスタを開催するなど、文化の違いを越え、相互理解に向けた取り組みが進められています。

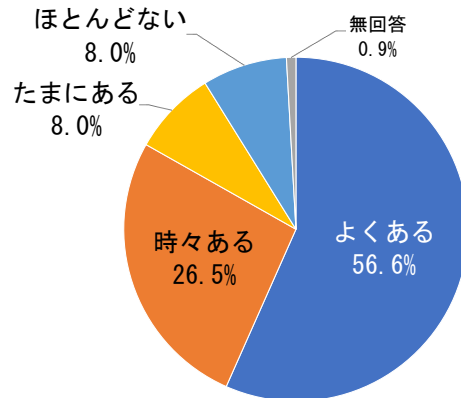
今後はさらに「やさしい日本語」などを普及・活用して、市民一人ひとりが交流できる地域づくりを進めるとともに、協働し、互いのよいところを活かし合いながら、よりよい地域づくりへとつなげていくことが求められます。

【図表 26】 外国人との会話（日本人）



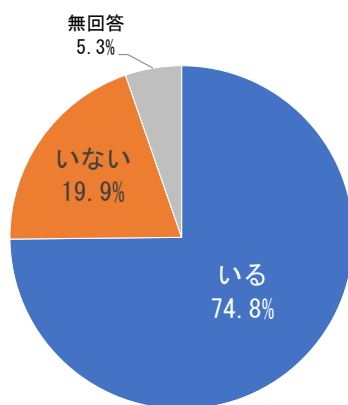
N=355

【図表 27】 日本人との会話（外国人）
（日本人の友人・同僚がいる人の回答）



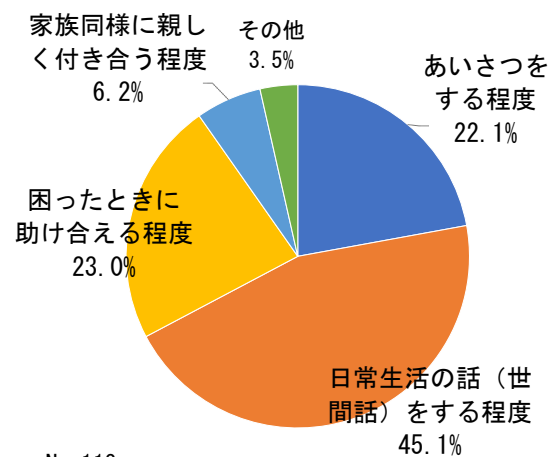
N=113

【図表 28】 日本人の友人・同僚の有無



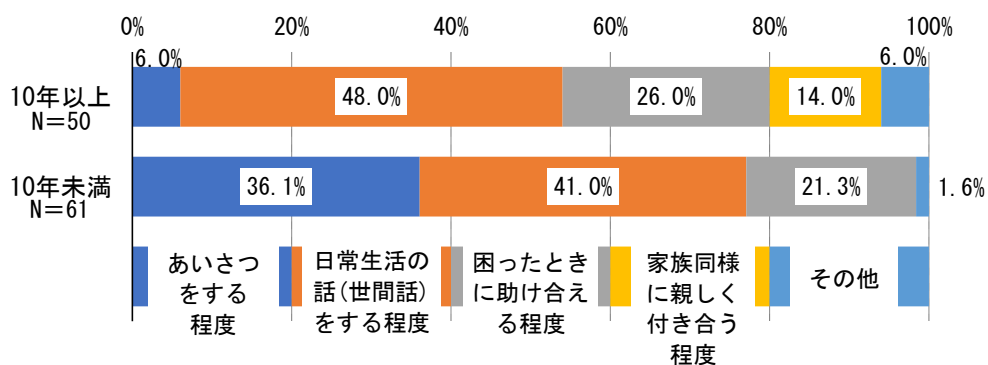
N=151

【図表 29】 日本人との交流の程度
（日本人の友人・同僚がいる人の回答）



N=113

【図表 30】 日本人との交流の程度（日本での居住年数別）



〔オール伊賀市でめざす将来の姿〕

- ◇ 社会参画するために必要な日本語に関して合理的な配慮ができ、だれもが「やさしい日本語」を使って交流ができています。
- ◇ 生活に役立つ情報が多言語または「やさしい日本語」で発信され、必要な人に必要な情報が届くしくみができています。
- ◇ 伊賀市民として国籍に関係なく交流や学びができ、互いに支え合える社会となっている。

指標名	参考 (2021)	現状値 (2022)	目標値 (2026)	目標値 (2030)
日本人との交流がある外国人の割合（％）	57	（－）	60	65

（説明）「外国人住民アンケート」の調査結果による

指標名	現状値 (2022)	目標値 (2026)	目標値 (2030)
「やさしい日本語」の研修受講者 累計人数 （人）	35	180	350

（説明）一般向けの「やさしい日本語」研修を受講した人の累計人数

〔期待される主体の役割〕

市 民	● 多文化共生に対して関心を持ち、交流活動に積極的に参加します。
住 民 自 治 協 議 会	● 地域における交流機会を設け、多文化共生と共創による地域づくりを進めます。
企 業	● 事業所内等での交流機会を設け、多文化共生と共創による地域づくりを進めます。
各 種 団 体	● 交流機会において、外国人住民と日本人住民との「架け橋」としての役割を担います。
行 政	● 国籍にかかわらず協働し、交流が図られるよう、意識啓発を行うとともに、地域、企業、各種団体による交流機会づくりを支援します。

〔オール伊賀市による取組の方向〕

- 3-A-(1)「やさしい日本語」の普及
- 3-B-(1) 文化・スポーツ交流の促進
- 3-C-(1) 学習・文化活動に参加できる環境づくり
- 3-C-(2) 外国人住民との連携・協働

「施策の取組の方向」は、

- 「A」早急に取り組むべきもの
- 「B」すぐに取り組めるもの
- 「C」じっくり取り組むものと分類し表記しています。

3-A-(1)「やさしい日本語」の普及

① 「やさしい日本語」の普及

□さまざまな場面で、外国人と日本人だけでなく、だれもが気軽にコミュニケーションできるよう、「やさしい日本語」を普及させます。

主な事業（具体的な取組）	取組主体
◆行政職員向け「やさしい日本語」の研修実施・普及	市（人事課・多文化共生課）
◆地域や企業等での「やさしい日本語」に関する取組の推進・普及	住民自治協議会 企業 各種団体 市（多文化共生課）

※「やさしい日本語」による表記例

□いろいろなところで、外国人と日本人だけでなく、だれもがコミュニケーションできるよう、「やさしい日本語」をみんなに知ってもらいます。

すること	する人
◆市役所の職員が「やさしい日本語」を学びます	市（人事課・多文化共生課）
◆地域や会社などで「やさしい日本語」を使うようにしていきます	市民、住民自治協議会、企業、 各種団体、市（多文化共生課）

「やさしい日本語」とは、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。外国人、高齢者や障がいのある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするものです。「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」

（2020年8月）は、下記 URL または二次元コードからご覧になれます。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/92484001_01.pdf



3-B-(1) 文化・スポーツ交流の促進

① 多文化交流機会の充実

☐お互いの文化を学び合い、相互理解を深めるための交流機会を充実させます。

② 市民、地域が主体となった交流の促進

☐市民、地域が主体となった多文化交流を促すため、市民主催のイベント等を支援するとともに、外国人住民と日本人住民との接点をコーディネートします。

3-C-(1) 学習・文化活動に参加できる環境づくり

① 生涯学習・文化施設等における多言語対応の推進

☐国籍に関係なく、だれもが生涯学習活動や文化活動を楽しめるよう、生涯学習・文化施設等における多言語対応に努めます。

3-C-(2) 外国人住民との連携・協働

① 住民同士の連携・協働の促進

☐国籍にかかわらず住民同士が連携・協働し、さまざまなまちづくり、地域づくりの活動に取り組めるよう、活躍の場づくりやマッチング等のコーディネートに努めます。

4 外国人住民も活躍する地域づくり

〔現状と課題〕

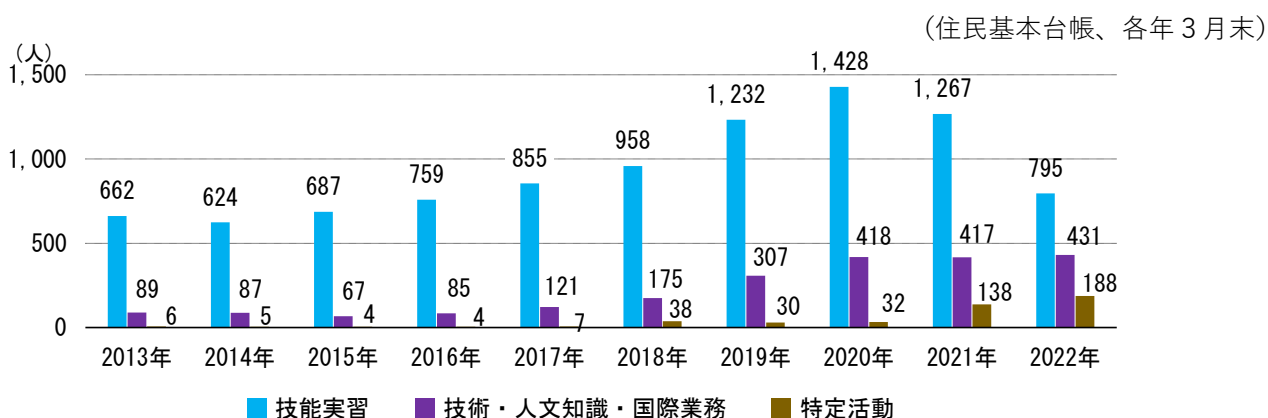
国においては人口減少社会に入っており、同時に高齢化も進んでいます。人口が減ることは、産業活動や地域活動を担う人びとも減ることを意味し、社会の活力低下が危惧されています。一方、1990年代以降、外国人労働力の流入が続き、その依存度は高まっています。

本市においても、就労による在留資格を持つ外国人住民の増加が著しく、2013（平成25）年から2022（令和4）年までの9年間で、「技能実習」は約1.2倍に、「技術・人文知識・国際業務」は約4.8倍にそれぞれ増えています。〔図表31〕また、「多文化共生アンケート」においても回答のあった事業所の7割以上で外国人を雇用しており、雇用していない企業でもそのうちの約4割が雇用の可能性があるとしています。〔図表32・33〕雇用形態についても、正社員として雇用している事業所も多くみられます。〔図表34〕一方、地域活動への参加については、約4割が参加したことがないと答えています。〔図表35〕

こうした状況から市では生活のための情報提供や相談などを行っており、差別・偏見の解消や相互理解につなげるため、外国人住民と日本人住民との交流の場を創出しています。また、NPO等が主体となった日本語教室や事業所独自の日本語講座など外国人住民へのコミュニケーション支援が行われています。

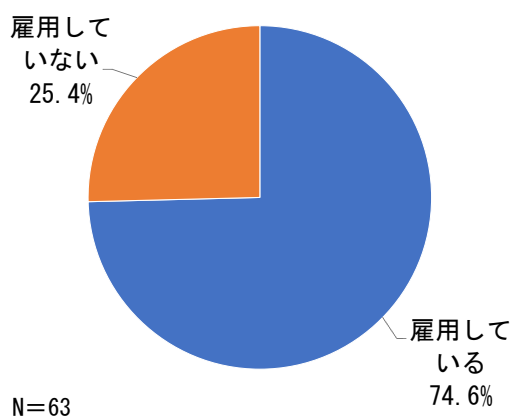
今後は、ますます産業活動の担い手としての役割が高まることが予想される上、外国人住民が地域に定着する中で、地域活動の担い手としての役割も期待されることとなります。本市の地域経済、コミュニティの中に入り込み、より一層の活躍が得られるよう、定住・定着のための支援や多文化共生のための交流・意識啓発が求められます。

【図表31】 在留資格「技能実習」、「技術・人文知識・国際業務」、「特定活動」の人数の推移

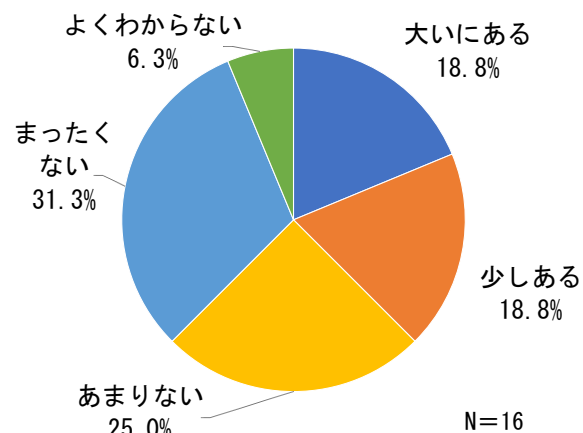


補足説明：就労を目的とした在留資格（上記グラフ）以外にも、永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、特別永住者などの就労可能な外国人住民は約3,000人います。

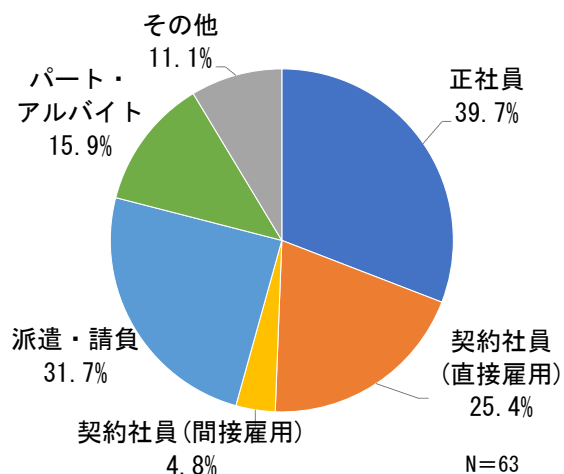
【図表 32】 外国人雇用の状況



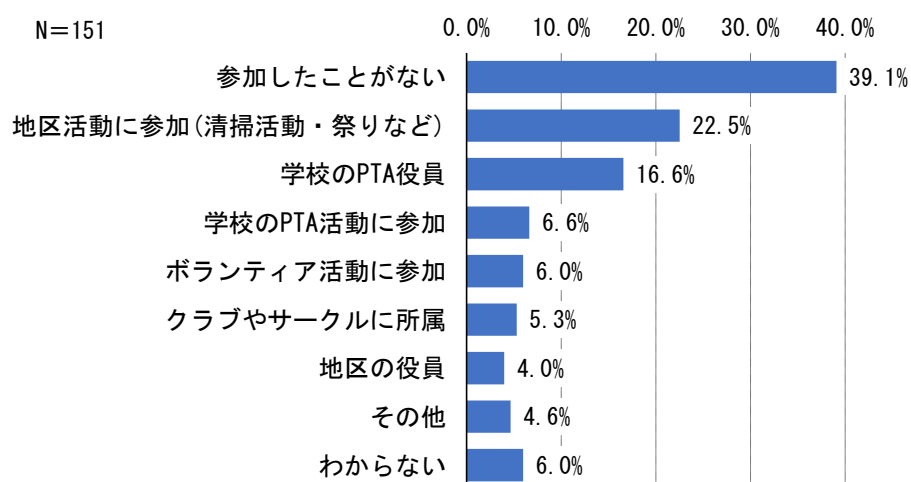
【図表 33】 今後の外国人雇用の可能性
(外国人を雇用していない企業)



【図表 34】 外国人の雇用形態



【図表 35】 地域活動への参加状況



〔オール伊賀市でめざす将来の姿〕

- ◇ 外国につながりを持つ人びとの意見をまちづくりに反映するしくみみができている。
- ◇ 子ども・高齢者・障がいのある人・外国人住民などすべての人が自分らしく活躍でき、地域コミュニティで助け合いながら暮らすしくみができている。
- ◇ NPO との連携や民間資金の活用を図り、多様な主体が関わることで外国人住民が地域活動やボランティア活動に参加している。

指標名	現状値 (2022)	目標値 (2026)	目標値 (2030)
外国人住民の審議会等委員 延べ人数 (人)	※ 4	5	6

(説明) 市の審議会、委員会等における外国人住民の委員の延べ人数 ※国籍を把握している数

指標名	参考 (2021)	現状値 (2022)	目標値 (2026)	目標値 (2030)
伊賀市で3年以内に差別を受けたことがある人の割合 (%)	22	(-)	0	0

(説明) 「外国人住民アンケート」の調査結果による

〔期待される主体の役割〕

市 民	● 国籍の違いを越えてともに伊賀市を支えていくため、多文化共生に対する理解を深めます。
住 民 自 治 協 議 会	● 外国人住民を地域の担い手として受け入れ、協力し合える関係をつくれます。
企 業	● 外国人労働者が働きやすく、活躍できる環境を整えるとともに、定住・定着のための必要な支援を行います。
各 種 団 体	● コミュニケーション支援や情報提供などとともに、交流機会を生み出すなど、外国人住民と日本人住民との「架け橋」としての役割を担います。
行 政	● 外国人住民が地域や企業で活躍できるよう、各主体への啓発を通じて理解を促すとともに、情報を的確かつタイムリーに提供します。

〔オール伊賀市による取組の方向〕

- 4 - A -(1) 日本語学習機会の拡充
 - 4 - A -(2) 双方向による情報受発信
 - 4 - A -(3) 外国人への偏見・差別の解消
- 4 - B -(1) 住民の声を聴くための機会づくり
- 4 - C -(1) まちづくり、地域づくりへの参画
 - 4 - C -(2) 外国人住民の人材育成と支援者の人材育成
 - 4 - C -(3) 外国人起業家などへの支援

「施策の取組の方向」は、

- 「A」早急に取り組むべきもの
- 「B」すぐに取り組めるもの
- 「C」じっくり取り組むものと分類し表記しています。

4 - A -(1) 日本語学習機会の拡充

① 日本語学習の機会づくり

□外国人住民が身近なところで日本語を習得できるよう、住んでいる地域や勤めている企業などでの支援体制や交流機会などの活用を図ります。

主な事業（具体的な取組）	取組主体
◆地域や企業における交流機会を活かした日本語学習の機会づくり	住民自治協議会、企業、市（地域連携部・多文化共生課・生涯学習課）

② 協働による日本語教室の開設

□日本語教室を全市的に展開できるよう、ニーズを探るとともに国、県等で作成したウェブ教材等を活用し、地域や企業等との協働による実施を促進します。

主な事業（具体的な取組）	取組主体
◆日本語教室の拡充	各種団体、市（多文化共生課・生涯学習課）
◆地域、企業等における日本語教育活動コーディネート	住民自治協議会、企業、各種団体、市（多文化共生課・商工労働課）
◆地域、企業等における日本語教育の実情把握	住民自治協議会、企業、各種団体、市（地域連携部・多文化共生課・商工労働課・生涯学習課）

③ 子どもへの支援

□日本語理解を高めるため学習支援を充実させ、学習意欲の向上につなげます。また、将来地域で活躍する人材を育成するためキャリア教育など、子どもの学びを支援します。

主な事業（具体的な取組）	取組主体
◆長期休暇期間中における学習支援教室の開催	住民自治協議会、各種団体、市（地域連携部・多文化共生課・生涯学習課）
◆学習支援に携わる人材等の育成	各種団体、市（学校教育課）
◆学習ニーズやレベルに応じた日本語教育の推進	各種団体、市（学校教育課）

4 - A - (2) 双方向による情報受発信

① 有効なツールの活用による情報の多言語発信

□さまざまなツールを活用し、行政情報をはじめとする生活にかかる情報の多言語発信を充実させます。

主な事業（具体的な取組）	取組主体
◆行政情報の多言語化	市（すべての課）
◆SNS等の活用	企業、各種団体、市（すべての課）
◆外国版情報誌のPRと活用	住民自治協議会、企業、各種団体

② 情報を「つなぐ」機能と体制の構築

□情報が必要な人に届けられるよう、地域、企業等における人と人とのつながりを活かしたさまざまなチャンネルを構築します。

主な事業（具体的な取組）	取組主体
◆外国人サポーターなどの人材発掘と活動のマッチング	住民自治協議会、企業、各種団体、市（多文化共生課・商工労働課）
◆企業従業員等への情報提供の充実	住民自治協議会、企業、各種団体、市（多文化共生課・商工労働課）
◆企業等における「まとめ役」を通じた情報伝達のしくみづくり	住民自治協議会、企業、各種団体、市（地域連携部・商工労働課）

4 - A -(3) 外国人への偏見・差別の解消

① 啓発活動の充実

□文化の違いをはじめ、それぞれの違いを認め合い、多様性を尊重する地域社会としていくため、「ヘイトスピーチ解消法」などの周知をはじめ、啓発活動を充実させます。

主な事業（具体的な取組）	取組主体
◆すべての人への意識啓発	住民自治協議会、企業、各種団体、市（人権政策課・多文化共生課・商工労働課・生涯学習課）

② 交流機会の創出

□文化の違いを互いに理解するため、それぞれの文化に触れる機会をつくります。

主な事業（具体的な取組）	取組主体
◆多文化理解のための交流機会の創出	住民自治協議会、企業、各種団体、市（文化振興課・スポーツ振興課・地域連携部・多文化共生課・生涯学習課）

4 - B -(1) 住民の声を聴くための機会づくり

① 外国人住民からの広聴機会の確保

□アンケートの実施、フォーラムの開催など、外国人住民の意見を継続して聴く場を設けます。

4 - C -(1) まちづくり、地域づくりへの参画

① 市政への参画機会の確保

□まちづくりの各分野において外国人住民の市政への参画を図るため、審議会の委員等において外国人住民の登用に努めます。

② 地域活動への参画促進

□外国人住民の「住民自治」への理解を高めるための情報提供を充実させるとともに、住民自治活動や市民活動への参画を促進します。

4 - C -(2) 外国人住民の人材育成と支援者の人材育成

① 意欲ある外国人住民の発掘と育成

☐地域づくりにおいて意欲ある外国人住民も活躍できるよう、外国人住民の人材育成・発掘を進めるとともに、必要な情報や場所等にアクセスするためのコーディネートを図ります。

② 外国人住民を支援する人材の育成

☐多文化共生に対する理解を促し、外国人住民を支援する人材の育成に努めます。

4 - C -(3) 外国人起業家などへの支援

① 外国人起業家への支援

☐文化の多様性を活かした外国人住民の起業を促進するため、情報提供などに努め、地域の活性化につなげます。

② イベント等への支援

☐外国人住民のネットワーク化や多文化交流の機会づくりのため、外国人住民が主催するイベント等の支援に努めます。

5 「新たな価値の創造」に向けて

本市は人口減少と高齢化が進んでいますが、外国人住民の定住化が進むことで、人口減少が緩やかになっています。外国人住民は産業活動の担い手であり、消費者として地域経済を支える存在でもあります。

国籍だけでなく、性別の違い、世代の違いなど、個性を尊重し、多様性を受け入れることで、多様な価値観が交錯することになります。価値観が交錯する中から、次世代に必要とされる「新たな価値」が生まれ地域の活性化につながります。

本プランの「施策の展開」の1から4までの取組を進めることで、本市における多文化共生はより一層、着実に進むでしょう。

本市には外国人住民同士の助け合いが存在し、外国人住民が日本人住民の生活の支援をしている例もあります。外国人施策においては支援するだけではなく、こういった地域に住む外国人住民の役割や重要性についても理解していくことが必要です。

このような潜在的な魅力に気づき、発信していくことで人口流出の抑制や定住人口の増加が見込めます。また、移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大、地域住民と移住者・関係人口の交流を増やしていくことで、持続可能な伊賀市が実現できます。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行は価値観を一変させ、社会のデジタル化が急速に進んでいます。そうした社会的な革新と、多文化共生から生まれる「新たな価値」が融合することで、従来の発想では不可能だと考えられていたことが可能になったり、地域における永年の課題が解決したりするかもしれません。

多文化共生の先にもたらされる「新たな価値」を創造するためにも、本プランの取り組みを市民一人ひとりや各主体が我が事としてとらえ、連携・協働していくことが求められます。

第5章 プランの推進にあたって

1 プランの推進体制

本プランの推進に「オール伊賀市」で取り組むため、各主体の役割を明確にするとともに、「多文化共生推進プラン委員会」（以下、「プラン委員会」という。）を核として連携を図りながら、市民、住民自治協議会、各種団体、企業、行政などの協働のもとで推進します。そのため、市民一人ひとりが多文化共生指針の基本理念を理解し、めざす将来の姿を共有できるようホームページ等で本プランの内容を多言語で公表し、市民に周知します。

2 プランの進行管理

本プランの進行管理については、計画の策定（Plan）、計画に基づく取り組み（Do）、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価した上で（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）一連のPDCAサイクルにより行います。

このため、アンケート調査や相談案件などからニーズや課題を探るとともに、進捗状況や目標の達成状況を整理します。また、「プラン委員会」及びその専門部会において点検・評価し、次年度以降の事業内容の改善を図るなど、プランの効果的な推進につなげます。

なお、計画期間が満了する年度において、「プラン委員会」による総括的な評価を行い、プランの見直しを行います。

互いの文化的背景や多様性を認め合い住みよさが実感でき、
ともに新たな価値を創造する社会の実現

「オール伊賀市」での多文化共生の推進

